

【郡山市ゼロカーボン推進事業補助金 令和8年度の主な変更点】

- 1 補助金の名称が「郡山市エネルギー3R推進事業補助金」から「郡山市ゼロカーボン推進事業補助金」に変更されました。
- 2 補助対象に以下のものが追加されました。
 - (1) 事業用自家消費型蓄電池
 - (2) 事業用ZEB化
- 3 家庭用定置型蓄電池と住宅用太陽光発電システムとのセットの対象要件が変更されました。

変更前（令和7年度）

次の要件を満たすものとする。

- (1) 蓄電池は対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されているもの。
- (2) 住宅の屋根等への設置に適した形状で、次のいずれかに該当する太陽光発電システム。
 - ア 太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。以下同じ。）の合計値（単位は、キロワットとし、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が2キロワット以上であるもの。
 - イ パワーコンディショナー（インバータ及び保護装置を含む。以下同じ。）の定格出力（単位は、キロワットとし、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が2キロワット以上であるもの。
- (3) (2)は、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器等で構成されたものであること。

変更後（令和8年度）

蓄電池は対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されているもの。

※令和7年度の対象要件(2)及び(3)を削除

4 家庭用ヒートポンプ給湯機（エコキュート）の対象要件が変更されました。

変更前（令和7年度）

補助対象期間内に、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に掲載があり、統一省エネラベル・省エネ性能が★4以上のもの（寒冷地仕様にあつては★3.5以上のもの）。

変更後（令和8年度）

次のいずれかに該当する住宅に設置されるものであること。

- (1) 新築住宅又は建売住宅を購入し、当該住宅に新たに設置されるもの
- (2) 既設住宅において、石油給湯器又はガス給湯器からの切替えにより設置されるもの

※エコキュートからエコキュートの入れ替えは対象外

5 要綱の変更に伴う申請書類の統廃合等を行いました。

- (1) 様式第1号（申請書）を様式第3号と統合し、補助対象設備を追加しました。
- (2) 様式第2号（事業実施内容書）を様式第4号と統合し、削除しました。
- (3) 様式第3号（同意書兼誓約書）を様式1号と統合し、記載不要な書類に変更しました。
- (4) 様式第4号（収支決算書）を様式の記載内容を変更しました。（様式第2号に昇番）
- (5) 写真台紙を様式第3号に変更しました。

6 申請様式等ダウンロードの補助金案内チラシ、交付申請書等様式、記載例、補助金交付要綱、主な変更点を令和8年度のものに差し替えました。

- ・その他詳細につきましてはチラシ・要綱等を御確認ください。